

太平洋におけるかれい底建網漁業の許可の取扱方針

昭和50年7月28日制定

昭和57年1月11日一部改正

(目的)

第1 この方針は太平洋における青森県沖合海域でかれい底建網漁業を営む者の許可について必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出すること。

- (1) 使用漁具図（構造、寸法を明確にしたもの）
- (2) 建込み位置図（漁場図に記入のこと）
- (3) その者の漁業事業計画書
- (4) 所属漁業協同組合長の副申書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(許可の対象者)

第3 この漁業の許可の対象者は、三沢市、百石町、八戸市又は階上町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 前年度において当該漁業の許可を受け、誠実に操業した者。
- 二 その他、知事が特に必要と認めた者

(許可の対象船)

第4 この漁業の許可の対象船は、三沢市、百石町、八戸市又は階上町に根拠を有する総トン数15トン未満の船舶とする。

(操業の区域)

第5 この漁業の操業区域は次のとおりとする。

次の基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、最低干潮時において水深40メートル以浅の区域を除く。

基点1 青森県と岩手県との境の二十一日川尻に設置した標柱

基点2 三沢市塩釜灯台中心点

点ア 基点1から磁針方位78度30分9, 000メートルの点

点イ 八戸市鰯角灯台中心点から磁針方位2度9, 000メートルの点

点ウ 基点2から磁針方位90度5, 800メートルの点

(操業期間)

第6 操業期間は2月1日から9月30日までとする。

(許可の有効)

第7 許可の有効期間は1年以内とする。

(制限又は条件)

第8 許可するにあたっての制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 漁具設置中は許可番号及び漁業者名を明記した、たてよこそれぞれ30センチメートル以上の標識旗を1.5メートル以上の高さのポンデンに付し身網部及び袖網部の端に掲げること。
- (2) 設置できる漁具の統数は1カ統とする。
- (3) 底建網の垣網の全長は80メートル以内とする。
- (4) 毎年7月1日から9月30日までの間は、操業区域のうちの次の3区域以外の区域で操業してはならない。

A区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

- ア 八戸市鮫角灯台中心点から磁針方位352度22, 400メートルの点
- イ 鮫角灯台中心点から磁針方位352度18, 400メートルの点
- ウ 鮫角灯台中心点から磁針方位346度18, 400メートルの点
- エ 鮫角灯台中心点から磁針方位347度22, 600メートルの点

B区域

次の点オ、カ、キ、ク及びオの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

- オ 鮫角灯台中心点から磁針方位348度13, 200メートルの点
- カ 鮫角灯台中心点から磁針方位353度9, 600メートルの点
- キ 鮫角灯台中心点から磁針方位343度9, 600メートルの点
- ク 鮫角灯台中心点から磁針方位340度13, 200メートルの点

C区域

次の点ケ、コ、サ、シ及びケの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

- ケ 鮫角灯台中心点から磁針方位111度9, 400メートルの点
- コ 鮫角灯台中心点から磁針方位115度10, 700メートルの点
- サ 鮫角灯台中心点から磁針方位122度10, 200メートルの点
- シ 鮫角灯台中心点から磁針方位119度8, 800メートルの点

(操業報告書の提出)

第9 操業期間終了後別に定める操業報告書を提出すること。